

伊勢原市共催等承認事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が共催、後援又は協賛（以下「共催等」という。）する事業の承認の範囲及び事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(共催等団体の範囲)

第2条 共催等は、次の各号のいずれかに該当する者が主催する事業に対して行うものとする。

(1) 国、地方公共団体、法人格を有する者、公共的団体等

(2) 前号の規定にかかわらず、当該事業の主催者が法人格を有しない場合であっても、市民福祉の向上発展に寄与する事業を行うことを主たる目的とし、おおむね次の条件を備える団体

ア 主催者の存在が明確であること。

イ 規約、会則等の定めがあり、団体意志が明らかであること。

ウ 堅実な活動実績を有し、事務遂行能力が十分にあると判断されるものであること。

(3) その他市長が特に適当と認める者

(共催の範囲)

第3条 市は、前条の団体等が主催し、かつ、次の各号に掲げる事業のいずれかに該当する場合に共催するものとする。

(1) 市が経費の全部又は一部を負担する事業

(2) 市が当該事業の企画又は運営に参加する事業

(3) その他市長が特に適当と認める事業

(後援又は協賛の範囲)

第4条 市は、第2条の団体等が主催し、かつ、次に掲げる事項のいずれにも該当する場合に、後援又は協賛するものとする。ただし、市長が特に適当と認めるものについては、この限りではない。

(1) 事業の目的及び内容が市民の福祉、文化、体育等の向上発展に寄与するものであること。

(2) 広く市民を対象とする事業であること。

(3) 営利を目的としない公益性の事業であること。

(4) 入場料、観覧料等が適正な額であること。

(5) 公衆衛生、災害防止等について十分配慮されていること。

(6) 特定の政治活動又は宗教活動に関係している事業でないこと。

(名義使用申請の手続)

第5条 共催等の承認を申請する団体等の代表者（以下「申請者」という。）は、事前に、共催・後援・協賛名義使用承認申請書（第1号様式）に事業の目的及びその内容を明らかにする書類を添付し、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、添付書類の全部又は一部を省略することができる。

(名義使用承認の決定等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、その適否を決定

し、承認するときは共催・後援・協賛名義使用承認通知書（第2号様式）により、承認しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の承認について、市長は、必要な条件を付することができる。

3 申請者は、第1項の承認通知書が交付されるまでは、いかなる文書、図書等にも市の名義を記載してはならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（共催等の取消し）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、共催等の承認を取り消すことができる。

(1) 申請者又は添付書類に虚偽があったと認められるとき。

(2) 市長が取消しを必要と認めるとき。

（事業報告）

第8条 共催等の承認を受けた者は、当該事業終了後速やかに共催・後援・協賛名義使用事業実績報告書（第3号様式）により市長に報告しなければならない。

（その他）

第9条 共催等の承認事務は、当該共催等に係る事業の内容と関係する事務を所管する課等が行うものとする。

2 前項に該当しない場合は、秘書主管課で事務を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

共催・後援・協賛名義使用承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は所在地
申請者 団 体 名
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

次の事業について、伊勢原市の共催・後援・協賛名義の使用承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事 業 名	
期日又は期間	年 月 日 ～ 年 月 日
会 場	
事 業 内 容	
添 付 書 類	
備 考	

* 共催・後援・協賛のいずれかを○で囲んでください。

第2号様式（第6条関係）

共催・後援・協賛名義使用承認通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

印

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、次のとおり伊勢原市名義の使用を承認します。

事業名	
事業内容等	申請書記載のとおり
承認の条件	(1) 申請時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。 (2) 共催等承認通知書を交付した後においても、虚偽の申請により承認を受けたことが判明した場合又は市が取消しを必要と認める場合は、その承認を取り消すことがある。 (3) 上記の場合において、申請者が損害を受けても市は一切賠償の責任を負わない。 (4) 問題が生じた場合は、主催者が一切その責任において処理すること。 (5) 事業終了後は、速やかに事業結果について報告すること。

*共催・後援・協賛のいずれかを○で囲んでください。

第3号様式（第8条関係）

共催・後援・協賛名義使用事業実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は所在地
申請者 団 体 名
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

伊勢原市の共催・後援・協賛名義の使用承認を受けて実施した事業が、次のとおり終了したので、報告します。

事 業 名	
期日又は期間	年 月 日 ～ 年 月 日
会 場	
事業の実績	
添付書類	
備 考	

*共催・後援・協賛のいずれかを○で囲んでください。